

一般社団法人 A B C 協会 定款

(普通法人・理事会なし・理事2名以上)

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 A B C 協会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、業の振興と発展を目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 事業
2. 事業
3. 事業
4. 事業
5. 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、東京都 区に主たる事務所を置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(社員の資格の取得)

第5条 東京都内において 業を営むものは、当法人の社員となるべき資格を有する。

当法人の社員となるには、当法人が別に定めるところにより当法人の代表理事に申込み、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第6条 社員は、当法人が別に定めるところにより入会金及び会費を支払い、もって当法人の経費を負担する義務を負う。

(社員の資格の喪失)

第7条 社員は、法令の定める事由のほか、継続して6か月以上会費を滞納した場合に、その資格を喪失する。

第3章 社員総会

(定時社員総会の召集時期)

第8条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に召集する。

(社員総会の召集権者)

第9条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が召集する。

(社員総会の議長)

第10条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。
代表理事に事故があるときは、当該株主総会で議長を選出する。

(議決権の数)

第11条 社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議)

第12条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

第4章 理事

(理事の員数)

第13条 当法人の理事は、2名以上とする。

(理事の任期)

第14条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第15条 当法人に代表理事1名を置き、理事の互選により定める。

(理事の報酬及び退職慰労金)

第16条 理事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第5章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第17条 当法人は、社員総会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第18条 基金は、当法人の解散のときまでこれを返還しない。

(基金の返還の手続)

第19条 基金は、定時社員総会が決定したところに従って返還する。

第6章 計算

(事業年度)

第20条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第21条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 年3月末日までとする。

(設立時役員)

第22条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事

設立時理事

設立時代表理事

(設立時社員)

第 2 3 条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都 区 一丁目 1 番 1 号

設立時社員

東京都 区 一丁目 1 番 1 号

設立時社員 株式会社

(法令の準拠)

第 2 4 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びにその他の法令に従う。

以上、一般社団法人 A B C 協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 年 月 日

設立時社員

印

設立時社員 株式会社
代表取締役

印